

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

---

「伊方発電所1号炉および2号炉廃止措置計画変更認可申請書の反映等」

令和4年7月  
四国電力株式会社

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(1/11)

## 申請案件

伊方発電所 1号炉および2号炉については、廃止措置第1段階の進捗を踏まえ、令和4年2月15日に廃止措置計画変更認可申請を実施している。

この度、廃止措置計画変更認可申請に係る保安規定への変更内容の反映および廃止措置計画の進捗を踏まえた保安規定への反映を実施することから、保安規定変更認可申請を実施する。(申請実績 令和4年6月9日 申請)

## 申請概要

以下のとおり、関連する保安規定条文の変更を行う。

### 【保安規定変更箇所】

①：廃止措置計画変更に伴う変更、②：廃止措置計画の進捗に伴う変更

#### 第2編

- ・第297条 (使用済燃料の貯蔵) : ②
- ・第299条 (放射性固体廃棄物の管理) : ①
- ・第300条 (放射性液体廃棄物の管理) : ①
- ・第302条 (放出管理用計測器の管理) : ①
- ・第320条 (原子力防災組織) : ②
- ・第330条 (所員への保安教育) : ②

#### 第1編

- ・第100条 (放射性液体廃棄物の管理) : ①
- ・第130条 (所員への保安教育) : ②
- ・附則

## 1. 廃止措置計画変更認可申請に伴う保安規定の変更概要

廃止措置計画の変更に伴い、廃止する設備と関連する条文を以下に示す。

廃止する設備	関連する条文
1号炉海水ポンプ (その他自ら定める設備※)	第300条 (放射性液体廃棄物の管理) 第100条 (放射性液体廃棄物の管理)
1号炉廃棄物処理設備排水モニタ (第302条 (表302) に定める放出管理用計測器※)	第302条 (放出管理用計測器の管理)
強酸ドレンポンプ (その他自ら定める設備※)	第299条 (放射性固体廃棄物の管理)

※保安規定第319条 (施設管理計画) における保全を行うべき対象設備

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(3/11)

## 第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉および2号炉に係る保安措置）

主な変更箇所を示す。

### 第300条（放射性液体廃棄物の管理）について

放出管理目標値および放出管理の基準値を廃止措置計画変更認可申請のとおり変更する。

変更前		変更後																											
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p>		<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p>																											
<p>表300-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）</td> <td><math>3.8 \times 10^{10}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）	放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$3.8 \times 10^{10}$ Bq/年	<p>表300-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）</td> <td><math>3.7 \times 10^{10}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）	放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$3.7 \times 10^{10}$ Bq/年																		
項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）																												
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$3.8 \times 10^{10}$ Bq/年																												
項目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）																												
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	$3.7 \times 10^{10}$ Bq/年																												
<p>表300-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>5.7 \times 10^{13}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）	トリチウム	$5.7 \times 10^{13}$ Bq/年	<p>表300-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>5.6 \times 10^{13}</math> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）	トリチウム	$5.6 \times 10^{13}$ Bq/年																		
項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）																												
トリチウム	$5.7 \times 10^{13}$ Bq/年																												
項目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）																												
トリチウム	$5.6 \times 10^{13}$ Bq/年																												
<p>表300-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul>	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	<p>表300-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul>	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																									
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul>																									
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																										
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																									
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水蒸留水タンク</li> <li>・洗浄排水モニタタンク</li> </ul>																									
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																										

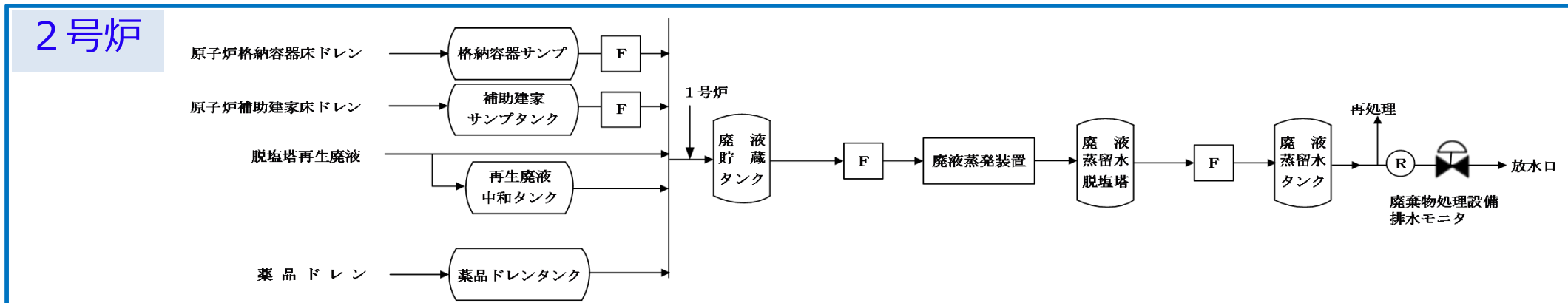
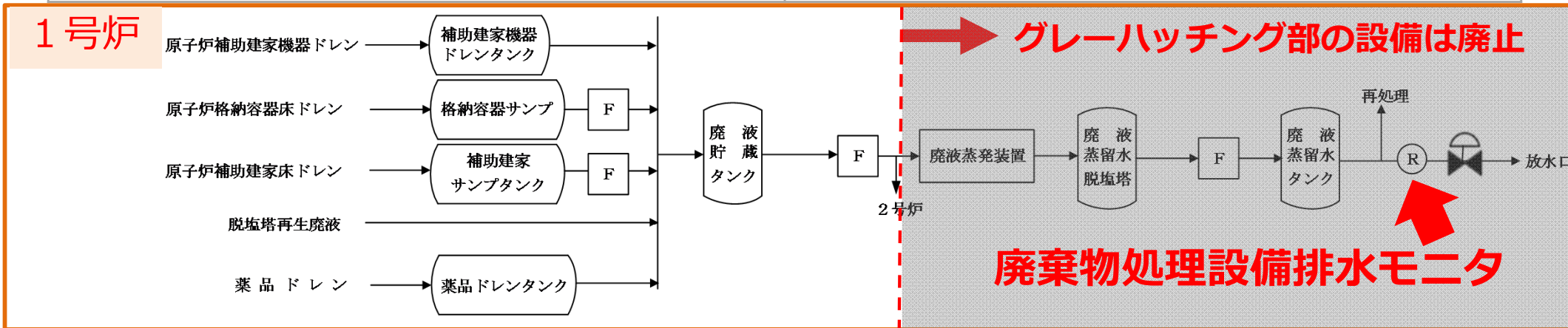
(第1編第100条についても放出管理目標値は、「1号炉，2号炉および3号炉合算」であるため、変更する。)

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(4/11)

## 第302条（放出管理用計測器の管理）について

1号炉の廃棄物処理設備排水モニタを廃止するため、数量を廃止措置計画変更認可申請のとおり変更する。

変更前				変更後			
表302一部抜粋				表302一部抜粋			
分類	計測器種類	担当課長	数量	分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体 廃棄物放出 管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	<u>2</u> 台	放射性液体 廃棄物放出 管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	<u>1</u> 台



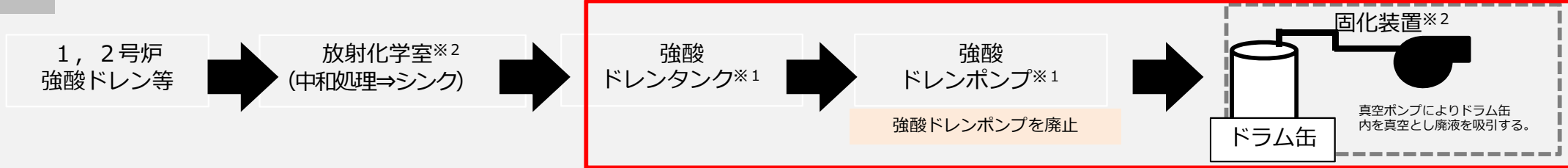
# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(5/11)

## 第299条（放射性固体廃棄物の管理）について

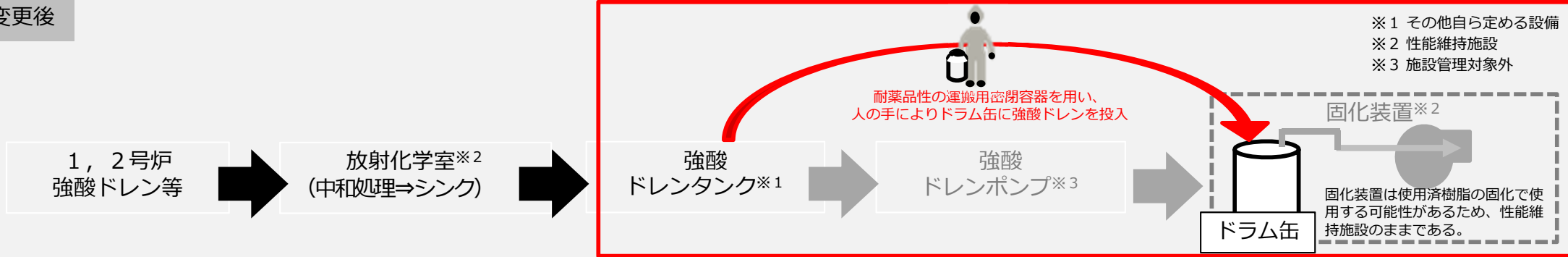
廃止措置計画の変更に伴い、強酸ドレンポンプを廃止するため、人の手を介して直接ドラム缶に廃液を投入する運用に変更する。

変更前	変更後
第299条 (中略) (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が <b>固化装置</b> でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。	第299条 (中略) (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が <b>人力にて</b> ドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。

変更前



変更後



## 安全性への影響について

- 強酸ドレンは放射化学室の容器からシンクへドレンする際に中和処理している。また、強酸ドレンタンクからの抜き取り時や運搬時には耐薬品性の運搬用密閉容器を用いて漏えい防止を図るとともに、フェイスシールド等を着用し汚染防止策を講じることから、安全性は確保できる。
- 強酸ドレンタンク点検時等において、当該タンク内の底部の残水については、当該タンクのドレン弁から耐薬品性の運搬用密閉容器へ受け、人の手により運搬、直接ドラム缶に廃液を投入し、固化処理した実績があり、安全性に問題ないことを確認している。

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(6/11)

## 2. 廃止措置計画の進捗に伴う保安規定の変更概要

以下の理由により、保安規定を変更する。

- (1) 1号炉について、すべての使用済燃料について輸送が完了したことにより、1号炉の使用済燃料ピットに使用済燃料を保管することはないことから、貯蔵可能な使用済燃料ピットの対象の見直しを行う。
- (2) 1, 2号炉ともに、原子力災害対策特別措置法に基づく冷却告示※が公布され、1, 2号炉の使用済燃料ピット（以降、「SFP」という）の冷却機能喪失による非常時の措置の対応が不要となるなど、廃止措置計画の進捗に伴い、設備の管理、運用状況に合わせて、運転員の区分に関わらず配員できるように、1, 2号炉の運転員においては、1, 2号炉の当直長を除いた運転員を統一した区分に変更する。

※照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示

廃止措置計画の進捗

		2016	2017	2018	2019	2020	2021
伊方発電所 廃止措置	1号炉	申請12月 伊方発電所1号炉 廃止措置計画認可申請	認可6月2月15日 1号冷却告示 公布	6月 伊方発電所1号炉から 3号炉へ輸送	9月 使用済燃料輸送		
	2号炉			申請10月 伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請		認可10月	5月19日 2号冷却告示 公布

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(7/11)

## (1) 1号炉の使用済燃料の貯蔵可能な使用済燃料ピットの変更について(第2編第297条)

1号炉のすべての使用済燃料は、3号炉への輸送を完了(2019年9月)しており、今後、1号炉のSFPは、使用済燃料を保管することはないことから、以下のとおり、「1号炉」の記載を削除する。

変更前		変更後	
表297		表297	
1号炉および2号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉および2号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉	1号炉, 3号炉※1	1号炉	3号炉※1
2号炉	2号炉, 3号炉※1	2号炉	2号炉, 3号炉※1
※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。		※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。	



# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(8/11)

## (2) 運転員の区分変更等について(第2編第330条および第1編第130条)

廃止措置計画の進捗に伴い設備の管理、運用状況に合わせ運転員の区分に関わらず配員できるように、保安規定において、1, 2号の当直長を除いた運転員を統一した区分に変更する。これに合わせ第1編および第2編において、教育対象者の明確化を実施する。(運転員の区分変更による影響は補足説明資料①のとおり)

### 第2編 表330-1, 2, 3 保安教育実施方針抜粋

	運転員 (1号炉, 2号炉および3号炉)			
変更前	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者
↓				
	運転員 (1号炉, 2号炉および3号炉)			
変更後	1, 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の副当直長	1, 2号炉の運転員 3号炉の主任 3号炉の班長 3号炉の運転員		放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者

### 第1編 表130-1, 2, 3 保安教育実施方針抜粋

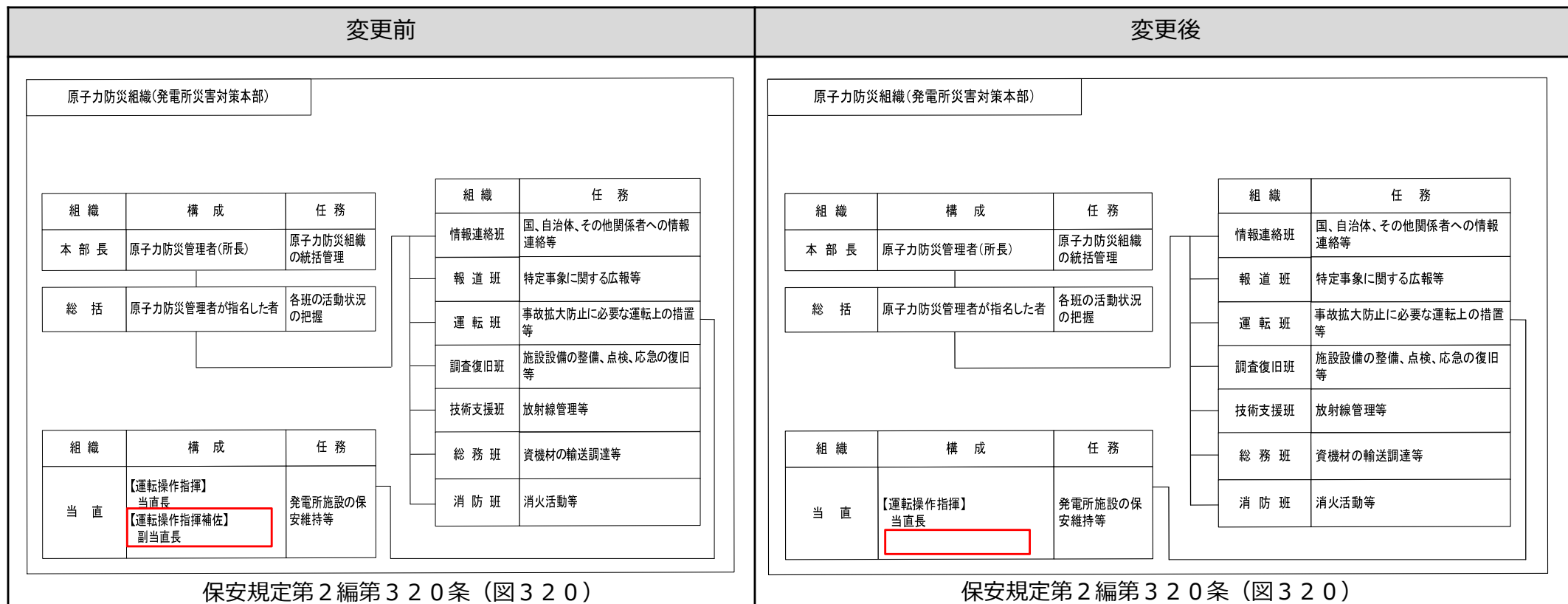
	運転員 (1号炉, 2号炉および3号炉)			
変更前	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者
↓				
	運転員 (1号炉, 2号炉および3号炉)			
変更後	3号炉の当直長 1, 2号炉の当直長 3号炉の副当直長	3号炉の主任 3号炉の班長	3号炉の運転員 1, 2号炉の運転員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者

# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(9/11)

## (続き) 運転員の区分変更等について(第2編第320条)

保安規定第2編第320条(図320)の原子力防災組織における当直構成について、副当直長は、保安規定第320条の原子力防災組織のうち、当直構成において「運転操作指揮補佐」として記載しており、その職務は社内規定に、当直長を補佐するものとして規定している。(当直長を補佐する副当直長の業務については、補足説明資料②のとおり)

当直長の補佐の業務は、廃止措置計画の進捗により減少しており、当直長の管理のもと事故発生時等の運転操作は対応できることから、運転操作指揮補佐の役割を不要とする。(1, 2号炉の運転員の当直構成については、補足説明資料③のとおり)



# 伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(10/11)

## (続き) 運転員の区分変更等について(第2編第212条)

原子力防災組織については、原子力事業者防災業務計画に定めるとおり、原子力防災管理者である所長を全体指揮者として非常体制を発令し、原子力防災組織を設置することとしており、その当直の構成は、保安規定第212条（運転員等の確保）に基づき選任しており、その要員の構成に変更はない。

(参考) 現行の保安規定第212条抜粋

変更前	変更後								
<p><b>(運転員の確保)</b></p> <p>第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長※1とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表212-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">1号炉および2号炉の合計人数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="text-align: center;">3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </table> <p>表212-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">1号炉および2号炉の合計人数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td style="text-align: center;">1名以上</td> </tr> </table>		1号炉および2号炉の合計人数	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 (当直長を含む)		1号炉および2号炉の合計人数	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	1名以上	<p>変更なし</p>
	1号炉および2号炉の合計人数								
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 (当直長を含む)								
	1号炉および2号炉の合計人数								
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	1名以上								

## 4. 施行時期

附則(令和年月日)

(施行期日)

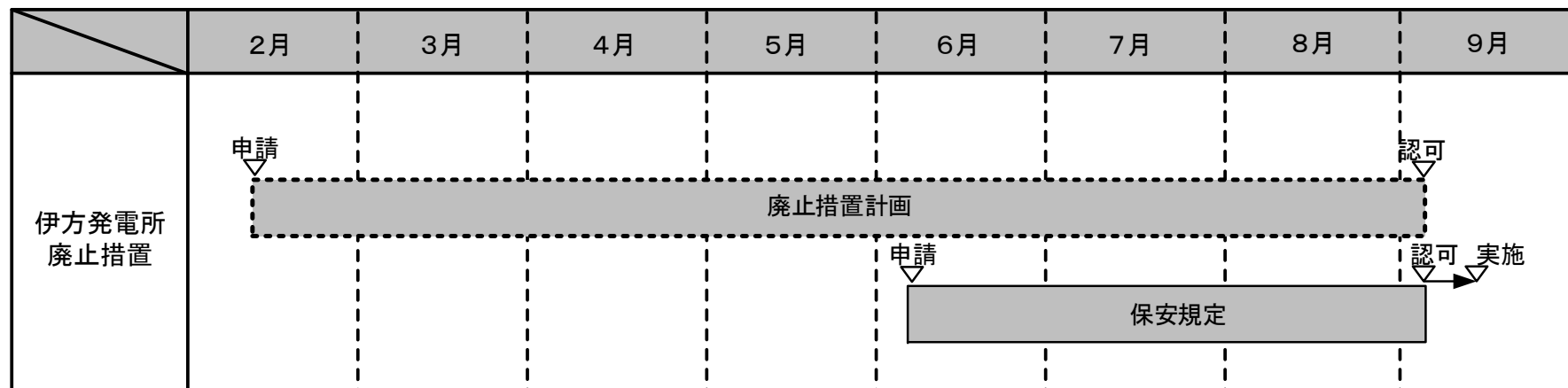
第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2 この規定施行の際、第100条、第299条、第300条および第302条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、かつ、1号炉海水ポンプの廃止について当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

### 適用開始時期の考え方

1号炉海水ポンプの廃止について当社が定める日とは、2号炉海水系統から1号炉海水系統へ海水供給するための工事(2023年度末予定)が完了し、1号炉海水ポンプの運用を終了させる日から適用する。

### 伊方発電所原子炉施設 保安規定等変更スケジュール(案)



# 補足説明資料① 運転員の区分変更による影響（第330条）

教育内容を以下のとおり変更することにより、運転員の教育訓練に影響はない。

第2編 表330-1, 2, 3 保安教育実施方針抜粋

		運転員（1号炉，2号炉および3号炉）		
変更前	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者
施設運用上の基準および施設運用上の 基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	×	×
		運転員（1号炉，2号炉および3号炉）		
変更後	1, 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の副当直長	1, 2号炉の運転員 3号炉の主任 3号炉の班長 3号炉の運転員		放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者
施設運用上の基準および施設運用上の 基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎		×

1, 2号炉の当直長、3号炉の当直長および3号炉の副当直長の教育内容に変更はない。

1, 2号炉の副当直長は、「1, 2号炉の運転員」として、保安教育を受講し、変更後に追加となる教育はない。

1, 2号炉の主任、班長、運転員は、「1, 2号炉の運転員」として、保安教育を受講し、**変更後は※1の教育を追加する。**

3号炉の主任、班長の教育内容に変更ない。

3号炉の運転員は、主要業務が運転段階の発電用原子炉施設の運転管理であるが、廃止措置管理に関する保安教育として、1, 2号炉の運転員と同様の教育を実施するため、**変更後は※1の教育を追加する。**

※1：原子力施設の廃止措置の運用に関すること

—廃止措置管理

—施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用

## 補足説明資料① 運転員の区分変更による影響（第130条）

前頁のとおり、第2編における運転員の区分を変更した場合、第1編における教育対象者および教育内容を以下のとおり変更することにより、運転員の教育訓練に影響はない。

### 第1編 表130-1, 2, 3 保安教育実施方針抜粋

	運転員（1号炉, 2号炉および3号炉）			
変更前	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者
変更後	3号炉の当直長 1, 2号炉の当直長 3号炉の副当直長	3号炉の主任 3号炉の班長	3号炉の運転員 1, 2号炉の運転員	放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者



1, 2号炉の当直長、3号炉の当直長および3号炉の副当直長の教育内容に変更はない。

1, 2号炉の副当直長は、「1, 2号炉の運転員」として、保安教育を受講し、変更後に追加となる教育はない。



3号炉の主任、班長の教育内容に変更はない。



3号炉の運転員の教育内容に変更はない。

1, 2号炉の主任、班長および運転員は、「1, 2号炉の運転員」として、保安教育を受講し、変更後に追加となる教育はない。

## 補足説明資料② 当直長を補佐する副当直長の業務について（第320条）

- ✓ 副当直長の職務については、廃止措置計画の進捗により業務量が減少しており、以下の表にある現状の業務状況のとおり、当直長の管理にて対応できる。

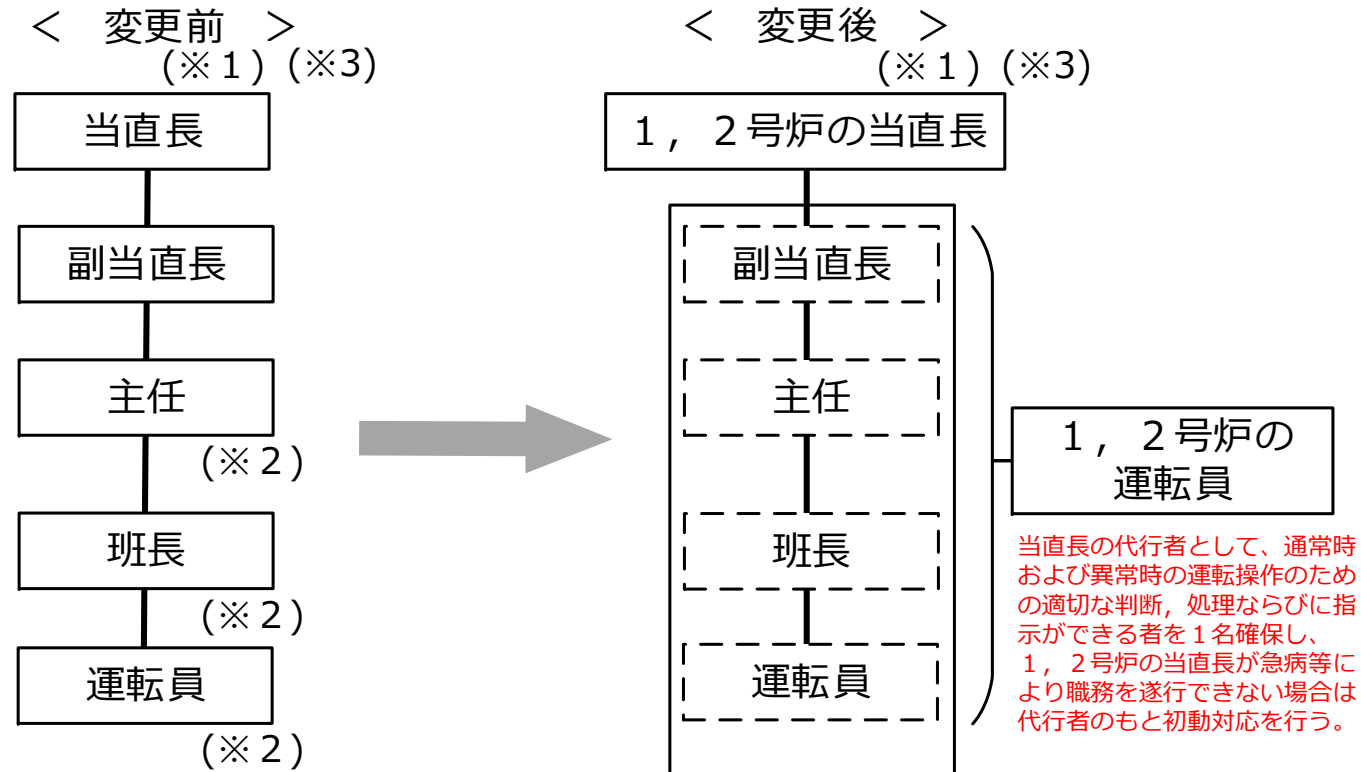
副当直長の職務		現状の業務状況
プラント異常時の措置（非常時も含む）	副当直長は、異常時または非常時における初期活動の重要性を認識し、当直長を補佐して迅速確実に状況を把握し応急措置を行う。	<p><b>1, 2号炉の冷却告示の公布</b></p> <p>平常時および非常時の運転操作は、廃止措置計画認可以降は減少しており、廃止措置計画の進捗により管理する設備も減少している。また、冷却告示公布以降は、プラント設備による非常時の措置（SFPの冷却機能喪失）業務は減少しており、原子力防災時の対応は、その他の運転員により、当直長管理のもと対応できる。</p>
中央制御室での監視・指揮	副当直長は、主任および班長をとりまとめ、常に発電設備の運転状態を把握して、当直長の指揮を補佐し助言する。	<p><b>施設管理する対象設備が減少</b></p> <p>廃止措置計画認可以降は、休止運用した設備は管理する必要がなくなったため、当直長管理のもと対応できる。</p>
巡視点検・現地操作の指揮	副当直長は、当直長が中央制御室にいるときは、自ら現場を巡視して状態の把握に努める。 また、放射性物質の放出等の重要な操作を行う場合は、中央制御室から主任、班長、一般運転員に対して、指揮する。	<p><b>重要な操作は、運転時と比べると減少</b></p> <p>廃止措置計画認可以降は、休止運用した設備は管理する必要がなくなったため、他の運転員による巡視にて対応できる。また、管理区域内で発生する廃液を蒸発装置などでの処理後にサンプリングを実施したうえでの液体放射性物質の放出を行う等の重要な操作についても、当直長の指揮のもと対応できる。</p>
保安教育・訓練	副当直長は、平常時および非常時の運転操作を安全確実に遂行するため、発電課長および当直長が行う各種教育・訓練に参加し、これを推進する。	<p><b>当直長にて対応</b></p> <p>平常時および非常時の運転操作は、廃止措置計画認可以降は減少しており、当直長管理のもと保安教育・訓練を推進できる。</p>
発電日誌等記録類のチェック	当直長の承認前に副当直長は、当直で作成する帳票類の記載、記録内容を直毎にチェックし記録もれや記載間違いのないことを確認する。	<p><b>当直長にてチェックし、確認</b></p> <p>通常の業務として発電日誌等記録類は作成者以外の者がチェックしていること、および廃止措置計画の進捗により管理する設備も減少していることから、他の運転員によるチェックおよび当直長による確認、承認にて対応できる。</p>

## 補足説明資料③ 1, 2号炉の運転員の当直構成について (第212条)

設備の管理、運用状況に合わせ1, 2号炉の運転員を配員できるように、1, 2号炉の当直長が急病等により職務を遂行できない場合に備え、

- ✓ 同直に所属する「1, 2号炉の運転員」から、あらかじめ代行者を定めておく。
- ✓ 当該事案発生時は、速やかに休直中の当直長より、「1, 2号炉の当直長」の補充を行う。

運用とする。



- (※1) 保安規定第212条(運転員の確保)は、当直長を含む、3名以上を確保することとしている。
- (※2) 社内規定においては、主任、班長、運転員合計で2名以上確保することとしている。
- (※3) 社内規定においては、当直長を含む3名以上(現状4名)を確保しており、変更後の人数に変更はない。